

新型コロナウイルス感染症に関する対応（出席の扱いについて）

（1）出席停止の扱いについて

以下の場合を出席停止として扱います。

- ① 本人の感染が判明した場合
- ② 感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ③ 学校で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたり、対象者と長時間の会話などがあって、学校が「接触者」あるいは「感染の可能性があり」と判断した場合等。
- ④ 発熱等の風邪症状がみられる場合 ※風邪症状については（表1を参照）
- ⑤ 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合
- ⑥ ワクチン接種や、接種に伴う副反応で登校できない場合。 ※遠隔地で接種する場合は移動日も含む
- ⑦ 医療的ケアを必要とする場合や基礎疾患等があり、主治医が登校すべきでない判断した場合。
- ⑧ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった場合で、地域の感染状況に基づいた合理的な理由があると校長が判断した場合。

（表1）風邪症状等の扱いについて

区 分	症 状	出欠の扱い
平時とは異なる症状がある場合	発熱、咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻づまり、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐気、嘔吐など ※1	出席停止
	体調不良	— ※2
日常的に起こる場合や、明らかに風邪とは異なる場合	腹痛や持病（主治医が登校すべきでない判断した場合を除く）、骨折による通院等	欠 席
社会状況に関連する場合	感染が不安等	個別判断※3

※1 風邪症状がある場合は自己判断せずにかかりつけ医や発熱外来等に連絡してください。発熱の症状がある場合にはすみやかに受診するなどの対応をしてください。受診の結果、新型コロナウイルス感染症とは別の診断をされた場合は、その後は基本的には出席停止扱いとはなりません。

※2 「体調不良」という表現は基本的には使いません。連絡の際は具体的症状をお知らせください。

※3 文部科学省のガイドラインによります。「感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」

（2）出席停止扱いに関する手続について

ア. 学校連絡に関するお願い

学校への連絡の際は、上記（表1）を参考に具体的症状を保護者の方より連絡してください。項目に当てはまらない場合や判断に迷う場合は「その他」とご連絡いただくか、担任とご相談ください。連絡手段はClassiを利用しますが、PCR検査を受けた場合は必ず電話でお願いします。

イ. 出席停止扱いの手続きと提出書類について

上記（1）①～⑥の理由で欠席した場合、裏面（表2）の通り、所定の書類を提出することで、出席停止扱いとします。

(表2)

	状 況	提出書類 ※1
①	生徒の感染が判明した	様式1「学校感染症罹患報告書」
	生徒が濃厚接触者に特定された	様式3「濃厚接触に伴う出欠に関する報告書」
②	生徒に風邪症状がみられる	様式2「風邪症状に伴う出欠に関する報告書」
③	同居者が濃厚接触者に特定された	様式3「濃厚接触に伴う出欠に関する報告書」
④	同居者に風邪症状がみられる	様式2「風邪症状に伴う出欠に関する報告書」
⑤	基礎疾患等があり主治医の指示がある	様式4「基礎疾患に伴う出欠に関する報告書」※2
⑥	ワクチン接種をした(副反応含む)	様式5「新型コロナワクチン接種に伴う報告書」

※1 様式と記入方法については本校ホームページをご確認ください。

※2 欠席日数が単位認定や進級に関わるような場合は、医師の診断書を提出していただきます。

(3) 出席停止の期間について

出席停止の期間については、(表3)を目安としますが、保健所からの指導・指示によって対応します。また、今後の状況によって変更される可能性もあります。

(表3) 生徒状況と学校の対応

生徒の状況	学校の対応	備考
①感染した	治癒するまでの指定の期間を出席停止扱い。	
②本人が濃厚接触者、または感染の可能性があるとされた場合	健康観察期間(7日間)、出席停止扱い。	※1
③同居者が濃厚接触者、あるいは感染の可能性があるとされた場合	症状の有無や同居者の経過観察期間を踏まえて出席停止扱い期間を判断。	※2
④風邪症状がある	風邪症状が完全に消失するまでの期間、出席停止。	※3

※1 ただし、4日目及び5日目に「体外診断用医薬品」と表示された抗原定性検査キットを用いた検査(検査費用は自己負担となります。)により陰性が確認され、かつ無症状であった場合は、5日から待機解除することが可能です。

※2 同居者が濃厚接触者(感染の可能性があると指定された場合、その同居者がPCR検査を受けた結果、陰性であると判定された場合は登校してかまいません。ただし、保健所より健康観察の必要があると指示があった場合はそれに従ってください。同居者が濃厚接触者かどうか不明の場合、判明するまでの期間を出席停止扱いとします。

※3 37.5度以上の発熱があつて欠席した場合は、その翌日は、熱が下がっていたとしても、登校を控えてください。また寮生の場合は症状の消失後2日は観察期間として出席停止扱いとなります。

(4) 感染者等が発生した場合の対応について

① 感染が判明した場合

ア. 学校には、本人や保護者からその旨の連絡をお願いします。また、同居者の学校や職場には各家庭からご連絡をお願いします。

イ. 保健所による積極的な行動履歴調査が行われない場合では、学校が保健所のガイドラインに則り、当該生徒の行動履歴を調査し、感染の可能性のある生徒を判断します。

② 学級閉鎖等

次の項目を判断基準にし、学級閉鎖措置をとることがあります。

(ア) 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

(イ) 同一の学級において複数の感染者が発生した場合

(ウ) 学校設置者が必要と判断した場合

また複数の学級を閉鎖するなど、学年内、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、それぞれ学年閉鎖、学校閉鎖の措置をとります。

③ オンライン対応

濃厚接触者指定や、学級閉鎖、学校閉鎖のため、ある程度の期間、出席停止扱いとなった場合は、授業をオンライン(ZOOM)で配信します。ただし本人に症状がある場合には療養優先とします。

④ 連絡

新型コロナ関連の連絡はClassiでお知らせします。常時確認できるようにしておいてください。